

平成 25 年 3 月 29 日

第 12 回上牧町議会改革検討委員会要録

日 時 3 月 22 日（金）午後 1 時～1 時 50 分

場 所 議会委員会室

出 席 堀内、富木、辻、長岡、芳倉、服部
東

欠 席 石丸、吉川

議 題

(1) 上牧町議会基本条例施行について

○施行に伴う要綱等の制定について

・議会報告会（第 6 条）に係る実施要綱が必要であると考えられる。実施要綱（案）について先例等を参考にしながら委員長・副委員長において用意し、次回の委員会で検討することになった。

・第 7 条（議員と町長等執行機関の関係）第 2 号の町長等の反問権について、理事者側より、「その活用によって、より分かりやすい議論になるのではないか」との見解が示された。

○実際の運用に向けた取り組みについて

・施行日が 4 月 1 日となっており、実際の運用が開始される。例えば、議員研修の充実強化（第 1 2 条）や議員研修費等の執行及び公開（第 1 3 条）である。研修の申請様式については、研修先の実体に応じて柔軟に対応することを確認した。様式については電子データで配布することが可能である。

・見直し手続き（第 2 1 条）で「議会は、一般選挙が行われる 3 ヶ月前までに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとし、その結果を公表しなければならない。」と規定している。但し、今年 1 月 19 日に開催された第 1 回議会報告会において「年に 1 回、議会基本条例の実施状況を検証して報告するように」との提案があった。議会としてこれを基本的に受理しており、この検証作業と見直し手続きについて実施要綱を定めることとした。要綱（案）について先例等を参考にしながら委員長・副委員長において用意し、次回以降の委員会で検討することになった。

(2) 議会インターネット中継について

・検討委員会としての検討結果を先に議長に答申していたが、実施に向けた準備の段階で設備状況に不都合が見つかった。議会として改めて再構築することになり、3 月 25 日に業者を呼んで見積もり聴取をする予定である。それを受けて予算の確保等につき財政担当と協議を進めて行くことになっている。時期的な目途については今のところ未定である。

(3) 議会ホームページについて

・議会紹介のなかに議員名簿があり、それに顔写真を併せて掲載してはどうか、顔写真を掲載する形で名簿のフォームを変えてはどうかとの提案があり、保留になっていた。顔写真の掲載については、親しみが持て開かれた議会であるとの印象等、大多数の委員

からは賛同する意見があったが、一部で反対であるとの少数意見が述べられた。この状況を議長に報告し、議会全体で意見集約を図ることとした。

・ホームページを通じての議会に対する意見を聴取する方法については、従来通り議長宛意見箱の様式を使うことを確認した。意見交換の内容については、ホームページで公表する方法を採る。

(4) 今後の検討課題について

・保留となっている分かりやすい予算書の調査・研究を進めることとした。予算書として2種類が考えられ、一つは議会審議に必要とする予算書（資料の扱いを含めて）、二つは議会として町民に報告・説明するための分かりやすい予算書がある。議会基本条例に、議会審議における論点情報の形成（第8条）が盛り込まれており、予算資料に関して十分検討する必要がある。当面、先進地の事例等、資料を収集し、比較検討することになった。

○次回開催日程は、4月22日（金）13時から開催することに決まった。

以上